

川口市戸塚環境センター施設整備・運営管理事業

実施方針

令和2年10月

川口市

【実施方針 目次】

用語の定義	1
第1章 事業の目的	4
1-1. 目的	4
1-2. 整備基本方針	4
1-3. 地域経済の活性化	4
第2章 事業概要	5
2-1. 事業名称	5
2-2. 事業内容	5
2-2-1. 事業場所	5
2-2-2. 本件施設概要	5
2-2-3. 立地条件	5
2-3. 事業期間	6
2-3-1. 建設工事請負契約に基づく施工期間	6
2-3-2. 維持管理業務委託契約に基づく履行期間	6
2-3-3. 運転管理業務委託契約に基づく履行期間	6
2-4. 施設整備工事	6
2-4-1. 工事名称	6
2-4-2. 設計・施工範囲	6
2-5. 維持管理業務	7
2-5-1. 業務名称	7
2-5-2. 業務対象施設	7
2-5-3. 維持管理業務内容	7
2-6. 運転管理業務	8
2-6-1. 業務名称	8
2-6-2. 業務対象施設	8
2-6-3. 運転管理業務内容	8
2-7. 川口市が行う業務の範囲	8
2-7-1. 建設工事に係るもの	8
2-7-2. 維持管理業務及び運転管理業務に係るもの	8
第3章 募集及び選定に関する事項	9
3-1. 募集及び選定の方法	9
3-2. 事業者選定委員会の設置	9
3-3. 募集及び選定の手順	10
3-3-1. 募集及び選定スケジュール	10
3-3-2. 実施方針等に関する質問及び意見の受付	10
3-3-3. 募集公告	10
3-4. 参加資格要件	11
3-4-1. 応募者の構成等	11

3-4-2. 応募者の参加資格要件.....	12
3-4-3. 参加資格の確認.....	15
3-5. 応募者の審査及び優先交渉権者の選定.....	15
3-5-1. 審査の手順及び方法.....	15
3-6. 優先交渉権者選定後の手続き.....	16
3-6-1. 基本協定の締結.....	16
3-6-2. 契約内容に関する協議.....	16
3-6-3. 特定事業契約の締結.....	16
第4章 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	17
4-1. 想定されるサービスの水準・仕様.....	17
4-2. 想定されるリスクの分担.....	17
4-3. 川口市による事業実施状況の監理及び監視.....	17
第5章 その他特定事業の実施に関し必要な事項.....	18
5-1. 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項.....	18
5-1-1. 係争事由に係る基本的な考え方.....	18
5-1-2. 管轄裁判所.....	18
5-2. 本件事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	18
5-2-1. 民間事業者の責めに帰すべき事由により本件事業の継続が困難となった場合.....	18
5-2-2. 川口市の責めに帰すべき事由により本件事業の継続が困難となった場合.....	18
5-2-3. 当事者の責めに帰すことのできない事由により本件事業の継続が困難となった場合.....	18
5-2-4. その他本件事業の継続が困難となった場合の措置.....	19
5-2-5. 維持管理及び運転管理期間終了時の措置.....	19
5-3. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	19
5-4. その他の支援に関する事項.....	19
5-5. 議会の議決.....	19
5-6. 情報提供.....	19
5-7. 応募に伴う費用負担.....	20
5-8. 実施方針等に関する担当部署.....	20

【添付資料】

- 添付資料1 事業実施区域図
- 添付資料2 業務分担表
- 添付資料3 スキーム図
- 添付資料4 リスク分担表

用語の定義

本実施方針で用いる用語を以下のとおり定義する。

用語	定義
本件事業	川口市戸塚環境センター施設整備・運営管理事業をいう。 本件事業は、新焼却処理施設、新粗大ごみ処理施設及び付帯施設 の設計・施工を行うとともに、当該施設の維持管理及び運転管理を 行うものである。 また、併せて環境啓発棟の設計・施工も行うものである。
本件施設	本件事業において設計・施工する新焼却処理施設、新粗大ごみ処 理施設、環境啓発棟及び付帯施設から構成される施設、設備をい う。
本件施設整備工事	本件施設の実施設設計及び施工を一括して行う設計・施工一括発 注方式（性能発注方式）により実施する工事をいう。
本件維持管理業務	本件施設のうち、新焼却処理施設、新粗大ごみ処理施設及び付帯 施設の維持管理を長期的かつ包括的に性能発注方式により実施す る業務をいう。
本件運転管理業務	本件施設のうち、新焼却処理施設、新粗大ごみ処理施設及び付帯 施設の運転管理を長期的に実施する業務をいう。
既存施設	川口市戸塚環境センター内で本件事業着工時において稼働・利用 している全ての施設をいう。また、既存施設のうち、稼働中の焼却 処理施設を西棟、廃止中の焼却処理施設を東棟及び稼働中の粗大ご みの破碎・選別施設を粗大ごみ処理施設という。
エネルギー回収型廃棄物 処理施設	循環型社会形成推進交付金交付要綱別表 1 の第 2 項に掲げる交 付対象事業として整備する施設をいう。
マテリアルリサイクル推 進施設	循環型社会形成推進交付金交付要綱別表 1 の第 1 項に掲げる交 付対象事業として整備する施設をいう。
新焼却処理施設	可燃ごみ等を焼却処理し、発生した熱エネルギーを高効率で回 収し、電気に転換するとともに、環境啓発棟等に温水等を供給する エネルギー回収型廃棄物処理施設をいう。
新粗大ごみ処理施設	粗大ごみの受入、破碎、選別、再資源化機能を有するマテリアル リサイクル推進施設の一部を構成する施設をいう。
環境啓発棟	環境学習・環境啓発機能及び健康増進機能を有するマテリアル リサイクル推進施設の一部を構成する施設をいう。新焼却処理施 設及び新粗大ごみ処理施設と分棟とする。
新特別高圧変電所	本件施設及び既存施設等に電気を供給するとともに、新焼却処 理施設及び西棟において発電した電気の一部を売電するための変 電所をいう。

用語	定義
附帯施設	新特別高圧変電所、車庫、洗車場、給油所、ストックヤード及び外構設備等の施設をいう。
建設工事要求水準書	本件施設整備工事に関する設計・施工条件、仕様、性能保証事項及び建設工事請負契約に関する事項を取りまとめた建設工事要求水準書をいう。
維持管理業務要求水準書	本件維持管理業務に関する条件及び仕様等を取りまとめた維持管理業務要求水準書をいう。
運転管理業務発注仕様書	本件運転管理業務に関する条件及び仕様等を取りまとめた運転管理業務発注仕様書をいう。
応募者	本件事業に係る募集に応募する企業グループをいう。企業グループは構成員と協力企業により構成する。
構成員	応募者を構成し、市と契約を締結する設計・施工事業者、維持管理事業者及び運転管理事業者をいう。
協力企業	構成員から業務を受注する企業であり、構成員とともに募集に応募する市内事業者等をいう。
市内事業者	川口市内に本社、本店を有する事業者をいう。
代表企業	応募者を代表して応募手続き等を行う企業をいう。
設計・施工事業者	構成員のうち、本件施設整備工事を担当する建設工事共同企業体をいう。
維持管理事業者	構成員のうち、本件維持管理業務を担当する維持管理業務共同企業体をいう。
運転管理事業者	構成員のうち、本件運転管理業務を担当する単体の企業又は運転管理業務共同企業体をいう。
JV 構成員	本件事業におけるそれぞれの業務を共同企業体 (JV) にて実施する場合の構成員をいう。
優先交渉権者	本件事業の総合評価型プロポーザル方式による審査において、川口市が定める基準等に基づき応募者の中から選定された者をいう。
基本協定	本件事業の特定事業契約締結に向けて川口市と優先交渉権者の間で締結する協定をいう。
特定事業契約	本件事業に関する、基本契約、建設工事請負契約、維持管理業務委託契約及び運転管理業務委託契約の4つの契約の総称をいう。
基本契約	民間事業者の本件事業を一括して発注するために、川口市と民間事業者で締結する契約をいう。

用語	定義
建設工事請負契約	基本契約に基づき、川口市と設計・施工事業者の間で締結する本件施設整備工事に関する契約をいう。
維持管理業務委託契約	基本契約に基づき、川口市と維持管理事業者の間で締結する契約をいう。
運転管理業務委託契約	基本契約に基づき、川口市と運転管理事業者の間で締結する契約をいう。

第1章 事業の目的

1-1. 目的

本件事業は、民間事業者が有するノウハウと創意工夫が効果的に発揮されることにより、ごみ処理事業が有するべき公共サービスを高い水準で発揮・維持しつつ、財政負担が低減されることを期待するものとし、適切な事業実施により整備基本方針の具現化を目指すものである。

1-2. 整備基本方針

本件事業は、次に示す整備基本方針に基づき実施する。

方針1 安全・安心に配慮した施設とします。

事故がなく、環境負荷の少ない安全性に優れた、市民が安心して生活できる施設の整備を目指します。

方針2 安定的にごみを処理できる施設とします。

朝日環境センターやリサイクルプラザと連携し、日々発生するごみを長期に渡り安定的に処理することができる信頼性に優れた施設の整備を目指します。

方針3 経済性に優れた施設とします。

施設の整備から運営までのコストを削減し、維持管理が容易で、経済性に優れた施設の整備を目指します。また、市内事業者の振興と地域経済循環の活性化に貢献する施設の整備を目指します。

方針4 循環型社会形成へ貢献できる施設とします。

ごみ処理の過程で発生する資源物とエネルギーを最大限回収し、循環型社会の形成に寄与できる施設の整備を目指します。

方針5 環境に優しい施設とします。

施設周辺の生活環境や自然環境に配慮した施設の整備を目指します。さらに、地球環境保全のため、低炭素社会の構築に寄与する施設の整備を目指します。

方針6 地域に開かれた施設とします。

環境啓発や情報発信に役立ち、市民の交流と憩いの場となる施設の整備を目指します。

方針7 災害発生時に対応できる施設とします。

地域の防災拠点として、災害発生時にも自立運転できる施設を目指します。

1-3. 地域経済の活性化

本件事業の実施にあたっては、市内事業者の振興と地域経済循環の活性化に向け、市内事業者への発注、市産品の活用及び地元雇用を積極的に推進するものとする。

第2章 事業概要

民間事業者は、東棟及び粗大ごみ処理施設等の解体撤去並びに新焼却処理施設、新粗大ごみ処理施設及び環境啓発棟等の設計・施工を行うとともに、新焼却処理施設及び新粗大ごみ処理施設等の維持管理及び運転管理を行うものとする。

また、維持管理及び運転管理は、DBO方式や長期包括運営委託方式と異なり、維持管理については、長期的かつ包括的に民間事業者へ委託し、運転管理については、業務の一部を川口市が実施し、その他の業務を長期的に民間事業者へ委託するものとする。

なお、西棟については、本件施設整備工事中を含め川口市朝日環境センターの補修期間終了まで、川口市が運営し稼働させる予定である。

2-1. 事業名称

川口市戸塚環境センター施設整備・運営管理事業

2-2. 事業内容

2-2-1. 事業場所

川口市大字藤兵衛新田 290

2-2-2. 本件施設概要

- ・新焼却処理施設：285 t /24h（連続運転式ストーカ焼却炉、142.5 t /24h・炉×2 炉）
- ・マテリアルリサイクル推進施設：新粗大ごみ処理施設（26 t /5h）
環境啓発棟（延床面積：約 4,000m²）
- ・その他の附帯設備：新特別高圧変電所、ストックヤード、車庫棟等

2-2-3. 立地条件

(1) 本件事業実施区域面積：約 4.74ha（添付資料1 事業実施区域図）

※本件事業実施区域は、隣接する区画整理事業との間で換地等が予定されており面積は暫定値。

また、本件事業実施区域と都市計画決定区域は一致していない箇所がある。

(2) 土地利用条件（添付資料1 事業実施区域図）

- ・都市計画区域：ごみ処理場・ごみ焼却場
- ・用途地域：第一種住居地域（一部第二種住居地域）
- ・建ぺい率：60%（本件事業実施区域に対して）
- ・容積率：200%（本件事業実施区域に対して）
- ・防火地区：指定なし
- ・高さ制限：31m（建築物に限る。ただし、建物と一体化した煙突は適用除外規定あり。）
- ・日影規制：制限あり
- ・緑化率：20%（本件事業実施区域に対して）
- ・河川保全区域：河川境界から 30m

(3) 電 気：特別高圧にて受送電する。取合い点は綾瀬川対岸の鉄塔とする

(4) 上 水：取合い点付近より引き込む

(5) 排 水：取合い点付近で下水道へ接続する

- (6) 燃料：灯油等
- (7) 電話：NTTとの協議による
- (8) 温水：本件施設から環境啓発棟への温水供給配管を敷設する
- (9) 雨水：雨水は適切な雨水流出抑制を行った上で適切に放流するものとし、可能な範囲で植栽散水等への有効利用を計画する

2-3. 事業期間

事業期間は、特定事業契約締結の日（令和3年10月上旬を予定）から、令和31年3月31日までとする。

2-3-1. 建設工事請負契約に基づく施工期間

建設工事請負契約に基づく工期は、契約を締結した日から令和12年3月31日までとし、実施設計、試運転及び各種検査等の期間を含むものとする。

なお、川口市では、新焼却処理施設の引渡し日を令和11年4月、新粗大ごみ処理施設の引渡し日を令和7年9月前後と想定している。

2-3-2. 維持管理業務委託契約に基づく履行期間

維持管理業務委託契約に基づく履行期間は、契約を締結した日から令和31年3月31日までとする。

なお、維持管理業務の対象となる本件施設の引渡し日までは準備期間として、本件施設整備工事及び本件運転管理業務との調整、協力を行い、引渡し日以後は対象施設の維持管理業務を行うものとする。

2-3-3. 運転管理業務委託契約に基づく履行期間

運転管理業務委託契約に基づく履行期間は、契約を締結した日から令和31年3月31日までとする。

なお、運転管理業務の対象となる本件施設の引渡し日までは準備期間として、本件施設整備工事及び本件維持管理業務との調整、協力を行い、引渡し日以後は対象施設の運転管理業務を行うものとする。

2-4. 施設整備工事

2-4-1. 工事名称

川口市戸塚環境センター施設整備工事

2-4-2. 設計・施工範囲

設計・施工事業者が行う本件施設整備工事の設計・施工範囲は次のとおりとし、その他施設の性能及び機能を発揮するために当然必要な設備の設置・運用、関係官公庁等への届出、申請、許認可、検査等一式も行うものとする。

なお、設計・施工内容については、優先交渉権者と川口市にて協議し、決定するものとする。

(1) 解体工事

- ① 東棟（東棟排水処理施設を含む）解体工事の実施設計・施工 一式
- ② 粗大ごみ処理施設解体工事の実施設計・施工 一式

- | | | |
|------|--|----|
| ③ | ストックヤード解体工事の実施設計・施工 | 一式 |
| ④ | 西棟関連設備解体工事の実施設計・施工 | 一式 |
| ⑤ | 西棟排水処理施設解体工事の実施設計・施工 | 一式 |
| ⑥ | 川口市厚生会館解体工事の実施設計・施工 | 一式 |
|
 | | |
| (2) | 新施設建設工事 | |
| ① | 新焼却処理施設の実施設計・施工 | 一式 |
| ② | 新粗大ごみ処理施設の実施設計・施工 | 一式 |
| ③ | 環境啓発棟の実施設計・施工 | 一式 |
|
 | | |
| (3) | 附帯施設建設工事 | |
| ① | 特別高圧変電所更新の実施設計・施工（綾瀬川対岸の鉄塔を取合い点とする） | 一式 |
| ② | 収集車両等の車庫、洗車場、給油所の実施設計・施工 | 一式 |
| ③ | 必要となる場内道路、雨水流出抑制施設、その他外構設備（植栽芝張、門囲障等）の実施設計・施工 | 一式 |
| ④ | 本件施設整備工事に伴う各種廃棄物の適正処理 | 一式 |
| ⑤ | 地中構造物及び汚染された土壌の適正な取り扱いに係る工事 | 一式 |
| ⑥ | 既存施設の稼働に必要となる仮設設備等の実施設計・施工 | 一式 |
| | ※受変電設備、ランプウェイ、車両動線、計量設備、厚生会館の機能維持に必要な設備、その他必要な設備一式を含む。 | |
|
 | | |
| (4) | 手続き等 | |
| ① | 河川法に基づく河川保全区域における工事許可 | 一式 |
| ② | 景観計画に基づく必要な資料の作成等 | 一式 |
| ③ | 電力事業者との接続協議等 | 一式 |
| ④ | その他本件事業の実施に必要な手続き等 | 一式 |

2-5. 維持管理業務

2-5-1. 業務名称

川口市戸塚環境センター維持管理業務

2-5-2. 業務対象施設

本件維持管理業務の対象施設は、本件施設のうち、新焼却処理施設、新粗大ごみ処理施設、新特別高圧変電所、計量棟等とする。

2-5-3. 維持管理業務内容

本件維持管理業務の内容は、添付資料2業務分担表に定める全ての業務とし、本件維持管理業務における川口市との詳細な業務分担については、優先交渉権者と川口市にて協議し決定するものとする。なお、維持管理事業者は、川口市が行う業務についても必要な支援と協力を行うこと。

2-6. 運転管理業務

2-6-1. 業務名称

川口市戸塚環境センター運転管理業務

2-6-2. 業務対象施設

本件運転管理業務の対象施設は、本件施設のうち、新焼却処理施設、新粗大ごみ処理施設及び新特別高圧変電所等とする。

2-6-3. 運転管理業務内容

本件運転管理業務の内容は、添付資料2業務分担表に定める全ての業務を基本とし、本件運転管理業務における川口市との詳細な業務分担については、優先交渉権者と川口市にて協議し決定するものとする。なお、運転管理事業者は、川口市が行う業務についても必要な支援と協力を行うこと。

2-7. 川口市が行う業務の範囲

2-7-1. 建設工事に係るもの

- (1) 周辺地域住民から合意を取得し、建設用地を確保する。
- (2) 建設用地の測量成果を応募者へ提供する。
- (3) 特定事業契約締結以前に実施する許認可手続きを行う。
- (4) 設計及び施工に関する監理業務を実施する。
- (5) 公共下水道の取合い箇所までの敷設工事。
- (6) 電力工事負担金の支出。(綾瀬川対岸の鉄塔から上流側のみ(鉄塔は含まない))

2-7-2. 維持管理業務及び運転管理業務に係るもの

- (1) 運営モニタリング業務
- (2) 運転計画・搬出入計画の作成及び改定
- (3) 処理対象物の搬入業務
- (4) 搬入受付管理・指導業務
※具体的な業務内容は要求水準書に示す。なお、計量棟における業務及び新粗大ごみ処理施設のプラットフォームにおける業務の一部は市の業務とする。
- (5) 選別保管業務
※具体的な業務内容は要求水準書に示す。なお、新粗大ごみ処理施設における選別・保管設備での選別・保管・搬出業務の一部は市の業務とする。
- (6) 住民対応
- (7) 委託料の支払い
- (8) 余剰電力の売却
- (9) 焼却灰等の処分及び資源化業務(運搬を含む)
- (10) 西棟及び西棟関連設備の維持管理及び運転管理業務(廃止後も含む)
- (11) 添付資料2業務分担表において定められた業務

第3章 募集及び選定に関する事項

3-1. 募集及び選定の方法

応募者の募集及び選定の方法は「総合評価型プロポーザル方式」とする。

川口市は、応募者が募集公告に際して公表する募集要項に示す参加資格要件を満たしており、かつ、応募者の技術提案内容が技術的観点等から川口市の要求水準を満足することが見込める内容であることを確認した上で、優先交渉権者を選定する。

3-2. 事業者選定委員会の設置

川口市では、技術提案書を専門的知見に基づき公平に審査するため、「川口市戸塚環境センター施設整備事業者選定委員会」（以下「事業者選定委員会」という）を設置している。

事業者選定委員会の委員は次のとおりとする。

なお、実施方針の公表から優先交渉権者の選定に関する公表までの期間において、応募者が本件事業について、事業者選定委員会の委員に対し、自己を有利とすることを目的とした接触等の働きかけを行った場合は、同応募者は参加資格を失うことがある。

	氏名	所属
委員長	田中 勝	岡山大学名誉教授
副委員長	瀧川 聡史	川口市副市長
委員	濱田 雅巳	公益社団法人全国都市清掃会議 技術部長
委員	藤吉 秀昭	一般財団法人日本環境衛生センター 副理事長
委員	筒井 毅	川口市環境部長

3-3. 募集及び選定の手順

3-3-1. 募集及び選定スケジュール

応募者の募集及び選定は、次のスケジュールを予定している。

内容	日程
① 実施方針の公表	令和2年10月12日(月)
② 実施方針に関する質問及び意見の受付期間	公表日～令和2年10月23日(金)
③ 上記質問への回答の公表	令和2年10月30日(金)
④ 募集公告及び募集要項の公表	令和2年11月
⑤ 参加資格確認申請書類の提出	令和2年12月
⑥ 参加資格確認結果の通知	令和2年12月
⑦ 技術提案書及び価格提案書の提出	令和3年1月～令和3年4月
⑧ 優先交渉権者の選定及び公表	令和3年7月
⑨ 基本協定締結	令和3年7月
⑩ 仮契約締結	令和3年7月
⑪ 特定事業契約締結	令和3年10月上旬(議会可決後)

3-3-2. 実施方針等に関する質問及び意見の受付

川口市は、実施方針等に関する質問及び意見を受け付ける。

なお、質問及び意見を提出した事業者に対し、ヒアリングを行う場合があるが、その場合の日時及び場所等は、別途連絡する。

(1) 受付期間

実施方針等の公表後から令和2年10月23日(金)

(2) 提出方法

実施方針と同時に公表する「様式第1号」に記載の上、次に示す担当部署宛に電子メールで提出すること。なお、提出後は、市へ受付確認の電話をすること。

【担当部署】

担当課：川口市 環境部 新戸塚環境センター建設室

E-mail：090.03800@city.kawaguchi.saitama.jp

件名：【川口市】実施方針等に関する質問書・意見書(事業者名)

電話：048-229-6460

3-3-3. 募集公告

募集公告は、令和2年11月に行い、次の書類を募集要項として併せて公表する。

- ・公募説明書
- ・建設工事要求水準書
- ・維持管理業務要求水準書
- ・運転管理業務発注仕様書
- ・特定事業契約書(案)
- ・優先交渉権者選定基準書
- ・様式集

3-4. 参加資格要件

応募を希望するものは、次の参加資格要件を全て満たす場合、本件事業に応募することができる。

3-4-1. 応募者の構成等

- (1) 応募者は、設計・施工業務、維持管理業務及び運転管理業務を実施する予定の複数の企業で構成する企業グループとする。(添付資料3 スキーム図参照)
- (2) 企業グループは、設計・施工事業者、維持管理事業者及び運転管理事業者で構成する構成員並びに構成員から業務を受注する協力企業で構成するものとする。(添付資料3 スキーム図参照)
また、地域の活力を十分に活用する観点から、市内事業者を1者以上企業グループに含めるものとする。
- (3) 応募者の構成員の中から「3-4-2. (3) 本件施設における新焼却処理施設の設計・施工業務を行う者の要件」を全て満たす1者を「代表企業」として定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこととする。
- (4) 構成員及び協力企業の変更は認めない。ただし、特段の事情があると川口市が認めた場合は、この限りではない。
- (5) 構成員及び協力企業は、他の応募者の構成員及び協力企業になることはできない。
- (6) 構成員及び協力企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者の構成員及び協力企業になることは認めない。なお、「資本関係又は人的関係のある」者とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう(以下同じ。)
 - ① 資本関係がある場合
次の1)又は2)のいずれかに該当する場合。
 - 1) 親会社(会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合
 - 2) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - ② 人的関係がある場合
次の1)又は2)のいずれかに該当する場合。なお、役員とは、社外役員を含む、常勤又は非常勤の取締役、監査役、執行役員、その他全ての役員を指す。
 - 1) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合
 - 2) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合
 - ③ その他優先交渉権者の選定に適正さが阻害されると認められる場合
①又は②と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。
構成員が、複数の企業等で構成されるものである場合には、これらを構成するものについて

も他の応募者の構成員及び協力企業となることはできない。

(7) 同一応募者が複数の提案を行うことはできない。

3-4-2. 応募者の参加資格要件

(1) 共通要件

次のいずれかに該当する者は、応募者になることができない。

- ① 令和2年度川口市入札参加業者資格者名簿に登載されている者のうち、本件事業の入札参加資格審査書類提出期限日から優先交渉権者選定日までの間、川口市建設工事等請負業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けた者
- ② 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次に該当する者
 - 1) 手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年間を経過しない者又は本件事業の募集公告前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者
 - 2) 会社更生法の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの構成手続開始が決定されていない者
 - 3) 民事再生法の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
 - 4) 本件事業の参加資格審査書類提出期限日から優先交渉権者選定日までの間において、川口市から川口市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名除外の措置を受けている者
 - 5) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国の調達事案に関し排除要請があり、かつ、当該状態が継続している者
- ③ 社会保険等の届出の義務を履行していない者
 - 1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - 2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27号の規定による届出の義務
 - 3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
- ④ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年間を経過しない者
- ⑤ 直近事業年度の法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- ⑥ 次に示す本件事業に係る発注者支援業務の受託者及び同業務における提携関係にある者、又はこれらの者と資本関係又は人的関係のある者
 - 1) 株式会社東和テクノロジー
 - 2) アンダーソン・毛利・友常法律事務所
- ⑦ 川口市が設置する事業者選定委員会の委員が所属する企業

- ⑧ 実施方針の公表から優先交渉権者選定日までの間において、本件事業について川口市が設置する事業者選定委員会の委員に対し、自己を有利とすることを目的とした接触等の働きかけを行った者

(2) 応募者の要件

応募者は、新焼却処理施設のプラント設備の設計・施工業務、新粗大ごみ処理施設のプラント設備の設計・施工業務、建築物等の設計・施工業務、本件維持管理業務及び本件運転管理業務を行う者で構成されるものとし、それぞれの者に要求される要件は次の(3)から(7)のとおりとする。なお、新焼却処理施設のプラント設備の設計・施工業務を行う者、新粗大ごみ処理施設のプラント設備の設計・施工業務を行う者及び建築物等の設計・施工業務を行う者にて、代表企業を代表とする共同企業体を組成するものとする。ただし、共同企業体のJV構成員は5者以内とすること。

(3) 本件施設における新焼却処理施設のプラント設備の設計・施工業務を行う者の要件

本件施設における新焼却処理施設のプラント設備の設計・施工業務を行う企業は、応募者の代表企業とし、次の①、②、③の要件を全て満たすこととする。

- ① 川口市の令和2年度入札参加資格者名簿に清掃施設工事として登載されている者であり、かつ格付けがAランクであること。
- ② 地方公共団体の焼却処理施設について、次の要件を全て満たす施設のプラント設備の設計・施工実績を有すること。
 - 1) 1炉あたり100t/日以上処理能力を持ち、かつ複数系列で構成され、ボイラー・タービン発電施設を有するエネルギー回収型廃棄物処理施設
 - 2) 平成20年4月1日から実施方針公表までに稼働開始した施設（元請に限る）
- ③ 建設業法における清掃施設工事業に係る監理技術者資格者証を有する者を本件施設整備工事に専任で配置できること。

(4) 本件施設における新粗大ごみ処理施設のプラント設備の設計・施工業務を行う者の要件

本件施設における新粗大ごみ処理施設のプラント設備の設計・施工業務を行う企業は、応募者の構成員であり、かつ次の①、②、③の要件を全て満たすこととする。

- ① 川口市の令和2年度入札参加資格者名簿に清掃施設工事又は機械器具設置工事として登載されている者であり、かつ格付けがAランクであること。
- ② 地方公共団体の粗大ごみ処理施設において、次の要件を全て満たす施設のプラント設備の設計・施工実績を有すること。
 - 1) 1日あたり20t/日以上処理能力を持つ粗大ごみ処理施設
 - 2) 平成20年4月1日から実施方針公表までに稼働開始した施設
- ③ 建設業法における清掃施設工事業又は機械器具設置工事業に係る監理技術者資格者証を有する者を本件施設における新粗大ごみ処理施設の建設工事期間に専任で配置できること。

(5) 本件施設における建築物等の設計・施工業務を行う者の要件

本件施設における建築物等の設計・施工業務を行う企業は、応募者の構成員であり、次に掲げる参加資格要件に該当する各1者を含む3者以内による建設工事共同企業体（JV）とする。

① 建設工事JV構成員のうち代表者の資格要件

- 1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に規定する一級建築士事務所登録の登録を行っていること。
- 2) 川口市の令和元年度及び令和2年度入札参加資格者名簿に建築工事として登載されている者であり、かつ格付けがAランクであること。
- 3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けている者であること。
- 4) 地方公共団体の焼却処理施設（1炉あたり100t以上の処理能力の施設）の建築物の設計・施工を元請、又はプラントメーカーの一次下請けとして実施した実績を有すること。
- 5) 建設業法に基づく建築一式工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が1,700点以上であること。

② 建設工事JV構成員のうち代表者以外の資格要件

- 1) (5)①1)～3)の要件を全て満たすもの。
- 2) 市内事業者であること。
- 3) 建設業法に基づく建築一式工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が900点以上であること。

(6) 本件維持管理業務を行う者の要件

本件維持管理業務を行う者は、応募者の構成員で構成する維持管理業務共同企業体（JV）とし、次の①、②の要件を全て満たすものとする。

ただし、維持管理業務共同企業体の代表者は、代表企業とすること。

なお、協力企業を加えた体制として要件を満たすことも可とする。

- ① 地方公共団体の焼却処理施設について、(3)②に係る要件に該当する施設の維持管理業務の受託実績（維持管理業務の受託元としての特別目的会社（SPC）からの受託実績又はJV構成員での受託実績を含む。）を有すること。
- ② 地方公共団体の粗大ごみ処理施設について、(4)②に係る要件に該当する施設の維持管理業務の受託実績（維持管理業務の受託元としてのSPCからの受託実績又はJV構成員での受託実績を含む。）を有すること。

※なお、資格要件ではないが、代表企業以外のJV構成員及び協力企業は、市内事業者を優先すること。

(7) 本件運転管理業務を行う者の要件

本件運転管理業務を行う者は、応募者の構成員（単体）、又は応募者の構成員で構成する運転管理業務共同企業体（JV）とし、次の①、②の要件を全て満たすものとする。

ただし、運転管理業務共同企業体の代表者は、焼却処理施設の運転管理業務を行う構成員とすること。

① 地方公共団体の焼却処理施設について、(3)② 1)に係る要件に該当する施設の運転管理業務の受託実績（運転管理業務の受託元としてのSPCからの受託実績又はJV構成員での受託実績を含む。）を有すること。

② 地方公共団体の粗大ごみ処理施設について、(4)② 1)に係る要件に該当する施設の運転管理業務の受託実績（運転管理業務の受託元としてのSPCからの受託実績又はJV構成員での受託実績を含む。）を有すること。

※なお、資格要件ではないが、JV代表企業以外のJV構成員及び協力企業については、市内事業者を優先すること。また、川口市のごみ分別は、他自治体と異なるため、本件運転管理業務を行う者は、川口市の一般廃棄物処理施設の運転管理業務の受託実績を有する者や川口市のごみ分別の特徴を十分に理解している市内事業者を活用する者を優先すること。

3-4-3. 参加資格の確認

(1) 参加資格確認基準日は、参加資格確認申請書類の提出期限日とする。

(2) 参加資格確認申請書類の提出期限日から優先交渉権者の選定日までの間に、応募者の代表企業が参加資格要件を欠いた場合、川口市は当該応募者を優先交渉権者の選定のための審査対象から除外する。

(3) 優先交渉権者の選定日の翌日から特定事業契約締結の承認に係る議会の議決日までの間に、優先交渉権者の代表企業が参加資格要件を欠いた場合、川口市は優先交渉権者の選定を取り消す。この場合において、川口市は、優先交渉権者選定を取り消した応募者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

3-5. 応募者の審査及び優先交渉権者の選定

3-5-1. 審査の手順及び方法

(1) 参加資格審査

川口市は、参加表明時に応募者が提出する参加資格確認申請書類について審査を行い、参加資格要件の具備を確認する。

(2) 技術提案審査及び優先交渉権者の選定

事業者選定委員会は、募集公告時に公表する優先交渉権者選定基準書に従って、応募者が提出する技術提案書の審査を行い、優先交渉権者を選定する。

(3) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、各応募者へ通知するほか、結果の概要、審査講評を川口市ホームページに掲載する。

3-6. 優先交渉権者選定後の手続き

3-6-1. 基本協定の締結

川口市及び優先交渉権者は、優先交渉権者の選定後、速やかに特定事業契約の締結に向けた相互の協力義務等について規定した基本協定を締結する。

3-6-2. 契約内容に関する協議

川口市及び優先交渉権者は、基本協定に基づき特定事業契約の趣旨及び解釈並びに契約条件を明確化及び合理化するための協議を行うものとする。

3-6-3. 特定事業契約の締結

川口市及び優先交渉権者は、基本協定に基づく協議の終了後、速やかに特定事業契約に係る仮契約を締結し、議会の可決後、速やかに特定事業契約を締結する。

第4章 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

4-1. 想定されるサービスの水準・仕様

民間事業者は、本件事業の募集要項に示す本件施設の機能（性能要件）が十分発揮できるよう、募集要項及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて、設計・施工業務、維持管理業務及び運転管理業務を行うものとする。

4-2. 想定されるリスクの分担

川口市及び民間事業者は、本件事業におけるリスクを適正に分担し、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものとする。

民間事業者による設計・施工業務、維持管理業務及び運転管理業務に伴うリスクは、原則として民間事業者が負うものとする。ただし、川口市が分担すべき合理的な理由があるリスクは、川口市が負うものとする。

なお、川口市と民間事業者のリスク分担は、原則として添付資料4リスク分担表のとおりとし、詳細については募集要項において示す。

4-3. 川口市による事業実施状況の監理及び監視

川口市は、民間事業者が実施する本件施設の設計・施工業務においては監理を行い、維持管理業務及び運転管理業務の各段階においては監視を行う。監理及び監視の方法、内容等については、募集要項に定める。

また、設計・施工業務、維持管理業務及び運転管理業務に係る事業実施状況が、契約、要求水準書、技術提案書等で定められた条件を満たしていないと判断される場合には、川口市は、民間事業者に対して是正勧告を行い、是正策の提出及び実施を求めるとともに、対価の支払額を減額することができる。支払うべき減額相当金額の決定方法等については、募集要項に定める。

第5章 その他特定事業の実施に関し必要な事項

5-1. 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

5-1-1. 係争事由に係る基本的な考え方

特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合、川口市及び民間事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、法令及び特定事業契約に規定する具体的措置に従うものとする。

5-1-2. 管轄裁判所

特定事業契約に関する紛争については、さいたま地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

5-2. 本件事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

5-2-1. 民間事業者の責めに帰すべき事由により本件事業の継続が困難となった場合

(1) 民間事業者が実施する本件事業の業務内容について、特定事業契約で定める民間事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、川口市は民間事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出及び実施を求めることができる。民間事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、川口市は、特定事業契約を解除することができる。

(2) 民間事業者の財務状況が著しく悪化するなどの事由により特定事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、川口市は、特定事業契約を解除することができる。

(3) 前2号の規定により川口市が特定事業契約を解除した場合、民間事業者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

5-2-2. 川口市の責めに帰すべき事由により本件事業の継続が困難となった場合

(1) 川口市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、民間事業者は、特定事業契約を解除することができる。

(2) 前号の規定により民間事業者が特定事業契約を解除した場合、川口市は、民間事業者に生じた損害を賠償する。

5-2-3. 当事者の責めに帰すことのできない事由により本件事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他川口市又は民間事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、川口市及び民間事業者は、事業継続の可否について協議する。

(1) 設計・施工期間においては、一定の期間内に協議が整わない場合、川口市は、民間事業者に事前に書面でその旨を通知することにより、建設工事請負契約を解除することができる。その場合、維持管理業務委託契約及び運転管理業務委託契約についても解除することができる。

(2) 維持管理期間においては、川口市及び民間事業者は、それぞれの相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、維持管理業務委託契約を解除することができる。

(3) 運転管理期間においては、川口市及び民間事業者は、それぞれの相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、運転管理業務委託契約を解除することができる。

5-2-4. その他本件事業の継続が困難となった場合の措置

その他、本件事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、特定事業契約に定める。

5-2-5. 維持管理及び運転管理期間終了時の措置

維持管理及び運転管理期間終了時には、川口市は維持管理事業者及び運転管理事業者から提示された維持管理計画及び運転管理計画の実施状況を確認し、維持管理事業者及び運転管理事業者による本件施設の機能検査等の結果を踏まえて本件施設の現状確認を行い、施設が適切な状況となっていることの確認を行う。維持管理事業者及び運転管理事業者は、維持管理及び運転管理期間終了時に事業計画等に定めた施設性能が維持されていることについて、川口市より確認を受けた上で、引継業務を行うものとする。

なお、川口市は事業期間終了後も本件施設を継続して利用する予定である。川口市は、事業期間終了前に、終了後の本件施設の維持管理及び運転管理方法について検討し、設計・施工事業者、維持管理事業者及び運転管理事業者は、川口市の検討に際して以下の事項に関して協力及び実施するものとする。

- (1) 所有する図面・資料の開示
- (2) 新たな維持管理事業者及び運転管理事業者による本件施設および運転状況の視察
- (3) 維持管理業務及び運転管理業務に係る指導
- (4) 維持管理業務及び運転管理業務期間中の下記項目に関する費用明細等の提出
 - ① 人件費
 - ② 維持管理費
 - ③ その他
- (5) 本件施設の機能検査

5-3. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

川口市は、民間事業者に対して、法制上及び税制上の優遇措置、並びに財政上及び金融上の支援、出資等の支援は行わない。

5-4. その他の支援に関する事項

法改正等により、その他の支援策等が適用される可能性がある場合には、川口市と民間事業者が協議により対応策を検討することとする。

5-5. 議会の議決

川口市は、本件事業の特定事業契約締結にあたっては、川口市議会の議決を得るものとする。

5-6. 情報提供

本件事業に関する情報提供は、適宜、川口市ホームページを通じて行う。

5-7. 応募に伴う費用負担

民間事業者の応募に伴う費用は、全て応募者の負担とする。

5-8. 実施方針等に関する担当部署

実施方針等に関する担当部署は、次のとおりとする。

【担当部署】

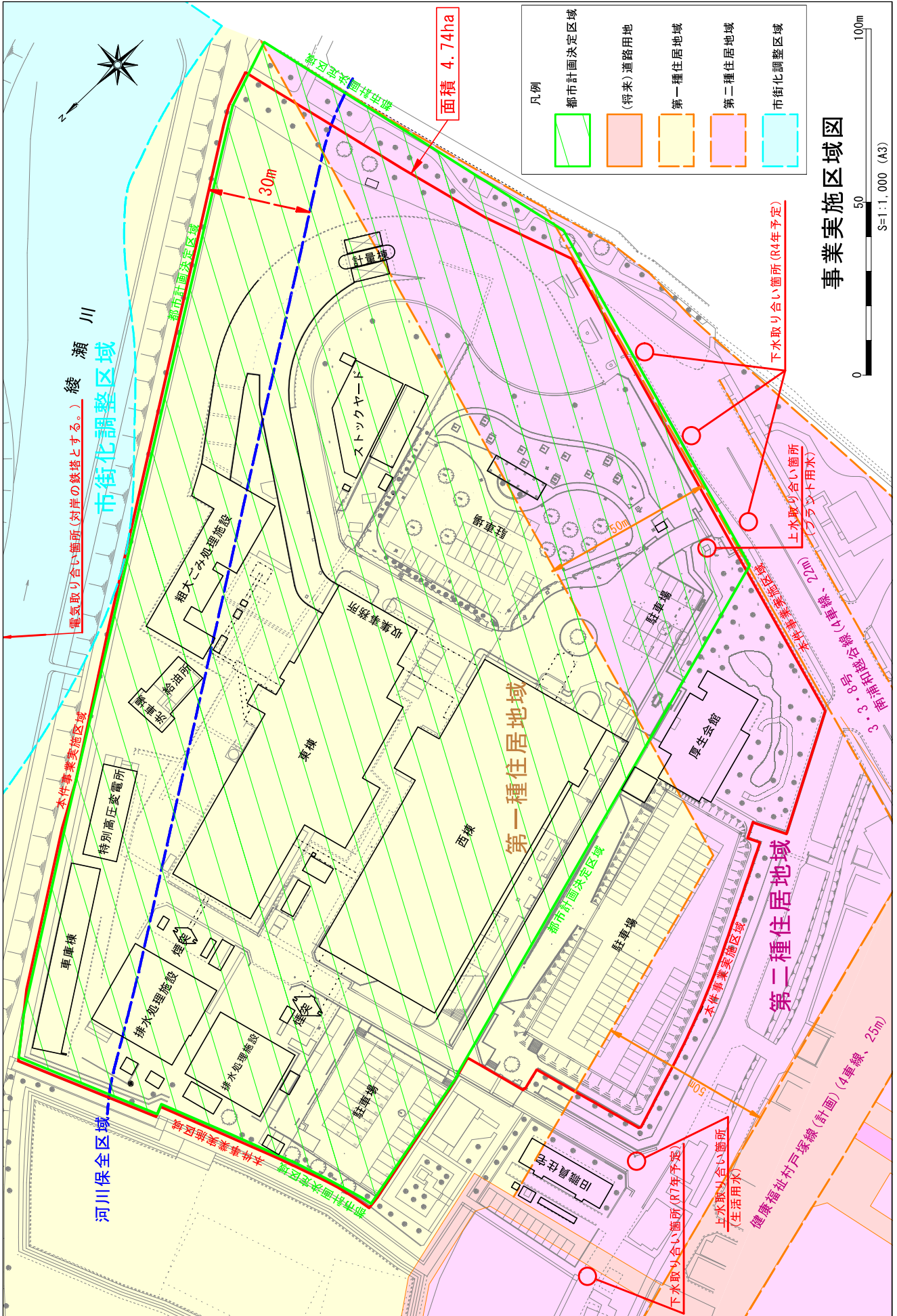
担当課：川口市 環境部 新戸塚環境センター建設室

所在地：〒332-0001 埼玉県川口市朝日4丁目21番33号

E-mail：090.03800@city.kawaguchi.saitama.jp

電話：048-229-6460

FAX：048-228-5382



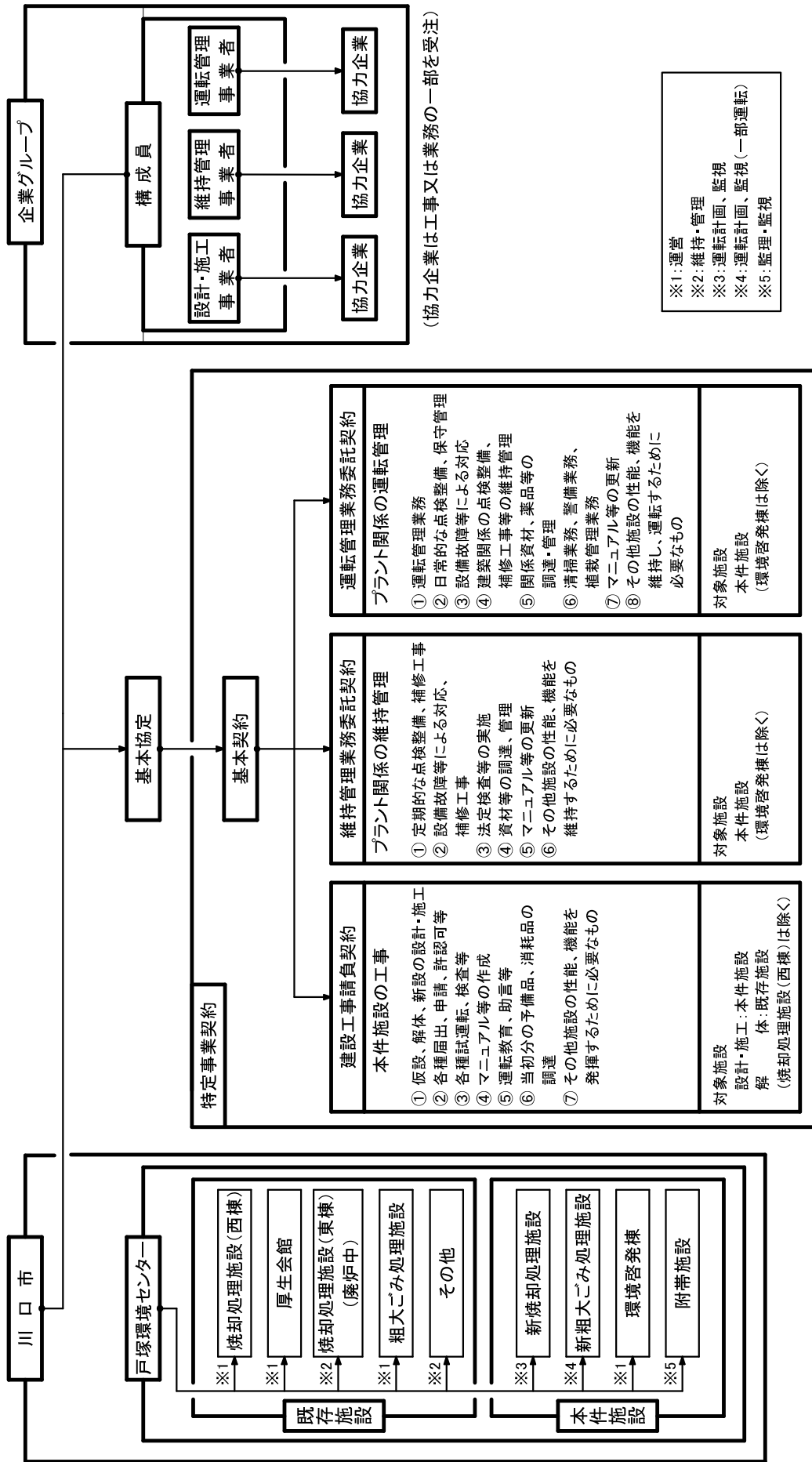
業務分担表

部門	業務種別	業務概要	業務担当者 ○:主分担 △:従分担・補助			
			川口市	運転管理事業者	維持管理事業者	設計・施工事業者
基本的事項	1 施設建設工事	本件施設に係る新設、解体、仮設工事の設計・施工一式 ① 要求水準書及び技術提案等に基づき、工事の設計・施工を行う。 ② 工事に必要となる各種届出、申請、許認可及び各種試運転、検査等も行う。				○
	2 維持管理業務	焼却処理施設、粗大ごみ処理施設、計量棟、特別高圧変電所等の維持管理業務 ① 運転計画、維持管理マニュアル等に基づき、施設の維持管理を行う。			○	
	3 運転管理業務	焼却処理施設、粗大ごみ処理施設、特別高圧変電所等の運転管理業務 ① 運転計画、運転管理マニュアル等に基づき、施設の運転管理を行う。		○		
	4 監理・監視業務	本件事業に係る監理・監視業務 ① 必要となる書類、資料等は、各業務担当事業者が作成する。	○	△	△	△
	5 契約関係事務	建設工事請負契約、維持管理業務委託、運転管理業務委託の委託料支払い及び事務的な管理 ① 必要となる書類、資料等は、各業務担当事業者が作成する。	○	△	△	△
	6 マニュアル等作成・更新	本件施設の機能、性能を発揮するための各種マニュアルのほか、必要な資料一式の作成及び更新(プラント関係、建物関係) ① 設計・施工事業者は、工事完成当初における各種マニュアル等の作成を行う。 ② 市又は各業務担当事業者は、各種マニュアル等の更新を行う。 なお、更新については、必要に応じ設計・施工事業者が助言を行う。	○ (更新)	○ (更新)	○ (更新)	○ (作成)
焼却処理施設に係る各種施設・設備・粗大ごみ	7 施設運転計画作成・更新	焼却処理施設、粗大ごみ処理施設の運転計画作成及び更新 ① 戸塚環境センター、朝日環境センター、リサイクルプラザ及び鳩ヶ谷衛生センター等との調整を行い、施設運転計画を作成し、必要に応じ適宜、更新する。	○			
	8 資格者の配置	廃棄物処理施設技術管理者、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者の配置及び各資格者が行う業務一式 ① 市及び運転管理事業者が、各資格者をそれぞれ配置する。なお、届出は市の資格者とする。 ② 各資格者が行う業務において、市が指示する書類、資料等は、各業務担当事業者が作成する。	○	○	△	△

部門	業務種別	業務概要	業務担当者 ○:主分担 △:従分担・補助			
			川口市	運転管理事業者	維持管理事業者	設計・施工事業者
焼却処理施設・粗大ごみ処理施設・附帯施設に係る各種事項	9 資材等調達・在庫管理	焼却処理施設、粗大ごみ処理施設、計量棟、特別高圧変電所等における電気、水道、下水、薬品、燃料、油脂類、消耗部品等の調達・在庫管理 ① 運転管理事業者は、プラントの運転で使用する薬品等の調達・管理を行う。 ② その他、自らが使用する資材等は、原則、各々にて調達・管理を行う。 ③ 粗大ごみ処理施設において、市が期限付きで使用する重機等の燃料、油脂類は、市が期限付きで調達を行う。	△	○	○	○
	10 日常的な点検整備及び保守管理	焼却処理施設、粗大ごみ処理施設、特別高圧変電所等(プラント関係) ① 運転管理マニュアル等に基づき、プラント機器の日常点検及び整備、小補修等を行う。		○		
	11 定期的な点検整備及び補修工事	焼却処理施設、粗大ごみ処理施設、計量棟、特別高圧変電所等(プラント関係) ① 維持管理マニュアル等に基づき、プラント機器の定期点検及び整備、補修工事等を行う。			○	
	12 法定点検、検査等の実施	プラント関係 ① 維持管理マニュアル等に基づき、プラント機器の法定点検及び検査を行う。		△	○	
	13 設備故障時等の対応	プラント関係 ① 小補修等に対応できる場合、運転管理事業者がその補修を行う。 ② 設備故障時の初期対応は運転管理事業者が行い、市に報告を行う。 ③ 必要に応じ、維持管理事業者への引継ぎを行う。		○	△	
	14 設備故障時等の対応及び補修工事	プラント関係 ① 対応及び補修工事については、市及び運転管理事業者と必要な調整を行う。		△	○	
	15 計量棟受付業務	受付、計量、料金等	○			
	16 プラットホーム受入れ	焼却処理施設、粗大ごみ処理施設のプラットホームでの誘導、指導、監視等 ① 市は、粗大ごみ処理施設のプラットホームでの誘導、指導、監視等を期限付きで行う。	○	○		
	17 選別・保管業務	粗大ごみ処理施設での選別・保管に係る業務 ① 市は、選別、保管、搬出等を期限付きで行う。	○	○		
	18 各種測定及び分析等の環境管理業務	ごみ質、排ガス、焼却灰、飛灰、排水、作業環境測定等の各種測定及び分析業務	○			
19 焼却灰等の搬出処分業務	焼却灰等の処分、搬出車両等の手配 ① 運転管理事業者は、焼却灰、固化灰等の搬出計画を作成する。	○	△			

部門	業務種別	業務概要	業務担当者 ○:主分担 △:従分担・補助			
			川口市	運転管理事業者	維持管理事業者	設計・施工事業者
焼却処理に係る施設各種事項	20 焼却灰等の資源化業務	焼却灰等の資源化、搬出車両等の手配 ① 運転管理事業者は、焼却灰、固化灰等の搬出計画を作成する。	○	△		
	21 重機等の調達・維持管理	プラント関係で必要となる重機等 ① 本件施設の稼働時に、設計・施工事業者は、運転管理で必要となる重機等の調達を行う。 ② 運転管理事業者は、使用する重機等の維持管理を行う。 ③ 市は、粗大ごみ処理施設において、使用する重機等の維持管理を期限付きで行う。	△ (維持)	○ (維持)		○ (調達)
環境啓発棟に係る各種事項	22 施設運転計画作成・更新	環境啓発棟の運転計画の作成及び更新 ① 施設運転計画を作成し、必要に応じ適宜、更新する。	○			
	23 環境啓発棟の運転管理業務	環境啓発施設、温浴施設等の運転管理 ① 運転計画、運転管理マニュアル等に基づき、施設の運転管理を行う。	○			
	24 啓発設備の設置・維持管理・更新	啓発設備について、設置、維持管理及び陳腐化に伴う更新 ① 設計・施工事業者は、工事完成時、啓発設備の設置を行う。 ② 市は、啓発設備の維持管理と更新を行う。	○ (維持) (更新)			○ (設置)
	25 資材等調達・在庫管理	環境啓発棟における電気、水道、下水、薬品、消耗部品等の調達・在庫管理	○			
共通事項・その他	26 労働安全衛生管理	労働安全衛生委員会等の事務、安全パトロール、教育、資格者の配置等	○	○		
	27 防火・防災管理	教育、訓練等の実施	○	○		
	28 建築物及び建築設備等の維持管理	焼却処理施設、粗大ごみ処理施設、附帯施設、及び環境啓発棟に係る点検整備、補修工事等の建物管理一式 (建築物、走路、外構、電気設備、エレベーター、消防設備、衛生・空調設備等) ① 運転管理事業者は、焼却処理施設、粗大ごみ処理施設及び附帯施設等の維持管理を行う。 ② 市は、環境啓発棟の維持管理を行う。	○	○		
	29 視察者、見学者等の対応	受付、案内等	○			
	30 清掃業務	清掃、消毒、鼠・害虫駆除等 ① 市は、焼却処理施設(西棟)等の既設施設及び環境啓発棟の清掃等を行う。 ② 運転管理事業者は、それ以外のもの全ての清掃等を行う。	△	○		

部門	業務種別	業務概要	業務担当者 ○:主分担 △:従分担・補助			
			川口市	運転管理事業者	維持管理事業者	設計・施工事業者
共通事項・その他	31 警備業務	巡回警備、監視警備及び施錠業務等 ① 市は、焼却処理施設(西棟)等の既設施設及び環境啓発棟の警備等を行う。 ② 運転管理事業者は、それ以外のもの全ての警備等を行う。	△	○		
	32 植栽管理業務	剪定、刈込み、除草、芝生管理、薬剤処理等 ① 市は、当該工事にて整備をする南側緑地緩衝帯及び自然学習広場等の植栽管理を行う。 ② その他は全て運転管理事業者が行う。	△	○		
	33 既設焼却処理施設(西棟)等の運営管理	既設焼却処理施設(西棟)、既設粗大ごみ処理施設、既設附帯施設、厚生会館等の維持・運転管理 ① 市は、焼却処理施設(西棟)の管理を行う。 ② その他既設施設等については、本件建設工事が着手するまでの期間、市がその管理を行う。	○			
	34 住民対応	近隣への対応、要望、情報提供、問い合わせ等 ① 市は、初期対応を行う。 ② 市又は各事業者は、主として行う業務について、それぞれ適切な住民対応を行う。	○	○	○	○
	35 連絡協議会関係事務	戸塚環境センター連絡協議会の開催及び事務的な管理	○			



川口市戸塚環境センター施設整備・運営管理事業 スキーム図

リスク分担表

リスクの種類	リスクの内容	リスク負担者 ○：主分担 △：従分担			
		川口市	運転管理事業者	維持管理事業者	設計・施工事業者
募集要項等リスク	募集説明書、建設工事要求水準書等の誤記に関するもの、内容変更により、川口市の要求事項が達成されない等	○			
契約締結リスク	民間事業者の帰責事由により契約が結べない等		○	○	○
	川口市の帰責事由により契約が結べない等	○			
計画変更リスク	川口市の指示による事業範囲の縮小、拡大等	○			
用地確保リスク	建設用敷地の確保に関するもの	○			
近隣対応リスク	民間事業者の帰責事由により本件施設の建設、維持管理及び運転管理（以下、「運営」という。）に関する近隣への対応		○	○	○
	川口市の帰責事由により本件施設の建設・運営に関する近隣への対応	○			
	既存施設の運営に関する近隣への対応	○			△
	要求水準書に規定された環境保全水準を遵守していてもなお生活環境に関連する苦情等が生じた等	○	○	○	○
	上記以外のもの	△	○	○	○
法令等の変更リスク	本件事業に直接関係する法令等の変更等	○			
	上記以外の法令等の変更等	○	○	○	○
税制度変更リスク	民間事業者の利益に課される税制度の変更等		○	○	○
	上記以外の税制度の変更等	○			
許認可遅延リスク	民間事業者の帰責事由により許認可取得が遅延した等		○	○	○
	川口市の帰責事由により許認可取得が遅延した等	○			
	環境影響評価における設計諸元、予測条件等との差異が生じた際の再評価に係る費用負担等				○
募集参加リスク	募集参加に要する費用に関するもの		○	○	○
事故の発生リスク	民間事業者の帰責事由により、設計・建設・運営において発生する事故、火災等に関するもの		○	○	○
	川口市の帰責事由により、設計・建設・運営において発生する事故、火災等に関するもの	○			
交付金リスク	民間事業者の帰責事由により、予定していた交付金額が交付されない、又は交付金の交付が遅延し、事業開始が遅延する等		○	○	○
	上記以外の事由により、予定していた交付金額が交付されない、又は交付金の交付が遅延し、事業開始が遅延する等	○			
事業の中止・遅延に関するリスク (債務不履行リスク)	川口市の帰責事由による財政破綻及び指示等に伴うもの	○			
	民間事業者の債務不履行、事業放棄、破綻によるもの		○	○	○
第三者賠償リスク	民間事業者の帰責事由により発生する事故、施設の運営管理の不備による事故等に対する賠償等		○	○	○
	川口市の帰責事由により発生する事故、施設の運営管理の不備による事故等に対する賠償等	○			

リスクの種類	リスクの内容	リスク負担者				
		川口市	運転管理事業者	維持管理事業者	設計・施工事業者	
共通	不可抗力リスク	設計、建設、運営において発生する天災、暴動等の不可抗力により事業の実施が不可能となる等	○			
		設計、建設、運営において発生する天災、暴動等の不可抗力による修復のための事業遅延等	○	△	△	△
	物価変動リスク	設計・施工期間中の一定範囲内における物価変動（インフレ・デフレ）に伴う民間事業者の経費増減によるもの				○
		施設の供用開始後の一定範囲内における物価変動（インフレ・デフレ）に伴う民間事業者の経費増減によるもの		○	○	
		設計・施工期間中及び施設の供用開始後一定の範囲を超える物価変動（インフレ・デフレ）に伴う民間事業者の経費増減によるもの	○			
	設計段階	設計変更リスク	川口市の指示、提示条件の不備、変更による費用の増大、計画遅延に関するもの	○		
民間事業者の提案内容の不備、変更による費用の増大、計画遅延に関するもの						○
測量・地質調査リスク		川口市が実施した測量、地質調査部分に関するもの	○			
		民間事業者が追加で実施した測量、地質調査部分に関するもの				○
建設着工遅延リスク		川口市の指示、提示条件の不備、変更に関するもの	○			
		上記以外の要因によるもの				○
建設段階	建設用敷地リスク	募集要項や事前の現場説明等からは予見できない敷地内の土壌汚染や埋設物等による費用の増大	○			
	工事費増大リスク	川口市の指示、提示条件の不備、変更による工事費の増大	○			
		民間事業者の帰責事由による工事費の増大				○
		上記以外の要因による工事費の増大				○
	工事遅延リスク	川口市の指示、提示条件の不備、変更による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延	○			
		民間事業者の帰責事由による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延				○
		上記以外の要因による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延				○
	性能リスク	建設工事要求水準書等への不適合（施工不良を含む）				○
	既存施設への影響リスク	民間事業者の帰責事由により、既存施設に影響を与えたことより生じた損害				○
	試運転・引渡性能試験リスク	試運転・引渡性能試験の結果が、特定事業契約で規定する性能要件を未達したことに起因するもの				○
		試運転・引渡性能試験に要する処理対象物の供給に関するもの	○			
		川口市が認める運転マニュアル違反によるもの				○
試運転計画書及び性能試験計画書の不備によるもの					○	

リスクの種類	リスクの内容	リスク負担者				
		川口市	運転管理事業者	維持管理事業者	設計・施工事業者	
運営段階	処理対象物の質及び量の変動リスク	受入れた処理対象物の量・質が特定事業契約で規定した範囲に対して大幅に変動した場合の費用変動に関するもの (一定範囲を超えるものの変動)	○			
		受入れた処理対象物の量・質が特定事業契約で規定した範囲内において変動した場合の費用変動に関するもの (一定範囲以内の変動)		○	○	
		災害廃棄物等により量・質が変動した場合の費用変動	○	△	△	
	性能未達リスク	民間事業者の帰責事由により施設が特定事業契約に規定する仕様及び性能要件の達成に不適合の場合で改修工事が必要となった場合、施工不良で改修工事が必要となった場合の費用、調査費、外部への処理対象物の処理委託費		○	○	○
		川口市の帰責事由により特定事業契約に規定する以上の機能や性能要件を満足するために改修工事が必要となった場合の費用、調査費、外部への処理対象物の処理委託費	○			
	施設契約不適合リスク	施設的设计・施工上の契約不適合に係るもの				○
	技術革新	技術の陳腐化等により川口市の求めによる施設・設備等の変更を行う場合に関する、当該変更のための費用増大	○			
		技術の陳腐化等により民間事業者の提案で施設・設備等の変更を行う場合に関する、当該変更のための費用増大		○	○	
	発電収入変動リスク	電力会社との契約内容による発電収入の変動に関するもの	○			
		民間事業者の帰責事由による発電量の変動に関するもの		○	○	○
		川口市の帰責事由による発電量の変動に関するもの	○			
	熱供給リスク	民間事業者の帰責事由により、環境啓発棟への温水供給停止（供給用配管の破損・更新等を含む）に伴うもの		○	○	○
川口市の帰責事由により、環境啓発棟への温水供給停止（供給用配管の破損・更新等を含む）に伴うもの		○				
施設破損リスク	本件施設のうち、環境啓発棟を除く施設・設備の老朽化、劣化によるもの			○		
	環境啓発棟の施設・設備の老朽化、劣化によるもの	○				
	第三者による施設・設備の破損に伴うもの	○	△			
事業終了時	施設の性能確保リスク		○	○		
	事業終了時の諸手続きに係るリスク	民間事業者の帰責事由による事業終了時の諸手続きに係る費用増大		○	○	
		川口市の帰責事由による事業終了時の諸手続きに係る費用増大	○			